

埼玉県秩父環境管理事務所契約業者等選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「環境部契約業者等選定委員会要綱」(昭和58年環境部長制定。以下「環境部選定委員会要綱」という。)第10条第2項に基づき、埼玉県秩父環境管理事務所契約業者等選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について定める。

(任務等)

第2条 委員会は、工事等の発注に際し、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、事業担当課長の内申に基づき行う。

3 埼玉県財務規則に基づく副部長以上の決裁を要する執行伺い又は支出負担行為に該当する事案にあつては、環境部選定委員会要綱第2条第2項により、内申するものとする。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 所 長

副 会 長 副所長

委 員 担当部長、電子入札の執行を所掌する担当課長

2 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、必要があるときに会長が招集し、会長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(決定)

第6条 第2条第1項又は第3項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、所長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、当所において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の閲覧を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第2条第2項の資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会に係る事務局は、自然環境担当に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。